

韓国知的財産ニュース 2022年6月後期

(No. 465)

発行年月日：2022年7月5日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2116020）
- 1-2 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2116024）
- 1-3 拒絶決定不服審判の手数料算定基準の改正、6月30日から施行

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、2022年知的財産情報活用創業コンテストの授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁、下半期営業秘密管理体系深化コンサルティング志望機関を募集
- 2-3 新型コロナワクチン・治療薬の特許出願、優先審査対象に指定
- 2-4 途上国の研究者向けに知的財産基盤研究開発（IP-R&D）の方法論を教育
- 2-5 特許情報検索サービス（KIPRIS）のユーザー向け懇談会を開催
- 2-6 韓国特許庁、公知例外主張制度の利用現況を発表
- 2-7 韓国特許庁、微生物の寄託・分譲手続きの簡素化を推進
- 2-8 これからは電子出願システムをインターネットウェブ方式に一元化
- 2-9 韓国特許庁、2022年上半期積極行政優秀事例の授賞式を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、企業向けに特許紛争リスク早期診断を支援
- 3-2 韓国特許庁、偽のスポーツ衣類のオンライン流通集中取締りを実施
- 3-3 韓国特許庁、オンライン偽造品在宅モニタリング団の取締り実績を発表

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 室内空気質管理の特許出願、最近10年間年平均15%に増加
- 5-2 危機に強い韓国企業の特許競争力
- 5-3 2011年以降IP5の統合熱管理システム関連特許出願、年平均11%成長

法律、制度関連

1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2116020）

議案情報システム（2022.6.17.）

議案番号：2116020

提案日：2022年6月17日

提案者：イ・ドンジュ議員外9人

提案理由

現行法は、出願人の特許出願に対して出願人等の審査請求がある場合、審査官が特許審査を始めるよう規定している。

ところが、現在、世界各国と企業は第四次産業革命という新しい時代の変化の中で新技術等に対する独占権である特許権を確保するために激しく競争しているにもかかわらず、韓国の特許審査期間は最大2年（平均13か月）がかかる等、出願された発明に対する権利化に長い時間が求められ、技術先取りの効果を享受できていないのが実情である。

このように、特許審査期間に長い時間がかかる主な理由は、時々刻々と発展する技術によって請求される出願件数は継続して増加しているものの、それらを審査する上で必要な審査官の人員はそれに比例して増員されていないためであると分析されている。

また、現行法は、出願公開の後、特別な理由に該当する場合、他の特許出願に優先して審査するようにする優先審査制度を設けているが、特許出願優先審査の対象をほとんど施行令に委任している上、その要件も緊急に処理する必要があると認められる場合に限定している。

これにより、大企業等に比べて相対的に劣悪な環境に置かれているベンチャー企業を含む中小企業の場合、特許権の早期獲得の有無によって企業の生死が分かれかねないにもかかわらず、特許権の速やかな権利化に向けた装置が法律に明確に設けられていないため、特許権の商品化による市場先取りの効果を享受できていないのが実情である。

そのため、迅速な特許審査のために特許庁長が出願関連専門家を任期制公務員の審査官として採用できる根拠を設ける一方、施行令に規定されているベンチャー企業及び技術

革新中小企業の特許出願に対する特許優先審査規定を法律に上方修正して規定することで、中小・ベンチャー企業の発明に対する特許権の早期保障を明確にしようとするものである。

主要内容

- イ. 特許庁長は特許出願審査業務を迅速に遂行するために、必要な場合、予算の範囲内で関連分野の専門家を「国家公務員法」第26条の5による任期制公務員の審査官として任用できるようにする（案第57条第2項新設）。
- ロ. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業の確認を受けた企業の特許出願又は「中小企業技術革新促進法」第15条により技術革新型中小企業に選定された企業の特許出願である場合は、審査官が他の特許出願に優先して審査できるようにする（案第61条第2号及び第3号それぞれ新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第57条の見出し中「よる審査」を「よる審査等」とし、同条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②特許庁長は特許出願審査業務を迅速に遂行するために、必要な場合、予算の範囲内で関連分野の専門家を「国家公務員法」第26条の5による任期制公務員の審査官として任用できる。

第61条第2号及び第3号をそれぞれ第4号及び第5号とし、同条に第2号及び第3号をそれぞれ次のように新設する。

- 2. 「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業の確認を受けた企業の特許出願
- 3. 「中小企業技術革新促進法」第15条により技術革新型中小企業に選定された企業の特許出願

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（特許出願優先審査に関する適用例）第61条の改正規定は、この法律の施行当時に出願されている特許出願にも適用する。

議案番号：2116024

提案日：2022年6月17日

提案者：チェ・スンジェ議員外9人

提案理由及び主要内容

特許庁は、地域中小企業と住民の産業財産権に関する意識を高め、産業財産権の創出・保護及び活用等を支援するために、地域別に地域知的財産センターを設けて必要な経費等を補助している。これにより、特許庁に登録されている地域知的財産センターは、中小企業等に産業財産権に関する情報提供・相談、産業財産権に関する教育・広報及び産業財産権の創出・保護・活用の支援事業を行って中小企業等の産業財産権の権利保護に取り組んでいる。

しかし、中小企業に比べて相対的に産業財産権の情報に疎く産業財産権の権利化及び保護方策等の支援が欠かせない小規模事業者及び自営業者は、現行法に適切な支援根拠がないのが実情である。

そのため、小規模事業者及び自営業者も地域知的財産センターから産業財産権の創出、相談、教育、事業化、紛争対応及び広報等の支援を受けることができるようにすることで、小規模事業者及び自営業者の産業財産権の保護を強化しようとするものである（案第23条第1項）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「中小企業と」を「中小企業・小規模事業者・自営業者と」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

拒絶決定不服審判の請求手数料、拒絶された請求項のみ負担する

今後、審査官が処分した拒絶決定に対して不服する審判を請求する際、特許・実用新案登録の出願人は、拒絶された請求項に対してのみ審判手数料を支払えばよい。

韓国特許庁は、拒絶決定不服審判の手数料を拒絶された請求項数だけ賦課する「拒絶決定不服審判請求関連手数料算定基準」の改正案が施行（2021年12月3日改正）されると発表した。これまでは一部の請求項だけに拒絶理由があっても請求項全体に対する手数料を課してきた。改正案は6月30日以降請求される審判から適用され、拒絶決定不服審判の請求項別の手数料を請求項全体ではなく拒絶された請求項にのみ賦課することで、出願人の審判手数料の負担を減らしたわけである。

ただし、拒絶された請求項が拒絶決定書に表示されていないか、請求項以外の拒絶理由（※）が含まれている場合は、従来と同様に手数料を賦課する。

- ※特許法 § 33 条第 1 項：特許を受けることができない者に対する拒絶理由
- 特許法 § 42 条第 3 項 1 号：発明の説明の不明確な記載に対する拒絶理由
- 特許法 § 47 条第 2 項：補正による新規事項の追加に対する拒絶理由等

改正案が施行されれば、特許・実用新案の出願人は拒絶決定不服審判の手数料に対する負担を軽減できるようになり、審判請求の割合の40%を占める個人・中小企業等に役立つと期待される。

特許審判院長は、「今回の改正が特許審判の顧客の審判請求に対する費用負担を解消し、合理的な審判手続きに貢献することを願う。これからも国民の立場から不合理な要素を積極的に解消していきたい」と述べた。

【参考】拒絶決定不服審判の手数料算定基準の改正内容

<改正の主要内容>

特許・実用新案の拒絶決定不服審判を請求する際、全体の請求項数ではなく拒絶された請求項数に対してのみ審判手数料を納付する。

（例示）全体請求項 92 項のうち拒絶決定された請求項が 28 項である場合の審判請求料
改正前：基本料金（150,000 ウォン）+ 項別の手数料（15,000×92 項）=1,530,000 ウォン

改正後：基本料金（150,000 ウォン）＋項別の手数料（15,000×28 項）＝570,000 ウォン
→拒絶決定された請求項に対してのみ手数料を納付するとき、960,000 ウォンを節約できる。

ただし、拒絶された請求項が拒絶決定書に表示されていないか、請求項以外の拒絶理由が含まれている場合は、従来と同様に手数料を賦課する。

（例示）全体請求項 1～10 項のうち審査官の拒絶決定理由が以下のものであれば、

① 第 29 条第 2 項（進歩性）：1 項、2 項

② 第 42 条第 3 項第 1 号（発明の説明）：発明の説明の記載不備

→最終拒絶決定した請求項は 2 つの項（1、2 項）であるが、請求項を記載していない拒絶理由②により、全体請求項（1～10 項）を基準に算定する。

審査前置対象の審判事件(※)は審判請求後 30 日以内に請求項の補正が可能であるため、従来と同様に手数料を賦課する。

※2009 年 6 月 30 日以前の出願で、最近年間 10 件未満請求

（例示）全体請求項 30 項のうち拒絶決定された請求項が 15 項であり、審査前置補正で審判請求時に請求項を 10 項に減らした場合の審判請求料

→審判請求時の請求項数（10 項）を基準とする**現行の規定が望ましい**。

<施行>

2022 年 6 月 30 日以降請求される審判から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、2022 年知的財産情報活用創業コンテストの授賞式を開催

韓国特許庁（2022. 6. 17.）

知的財産データを活用した優秀アイデアを発掘した主人公は誰か

韓国特許庁は「2022 年知的財産情報活用創業コンテスト」の最終決選および授賞式を 6 月 17 日（金曜）午後 1 時に韓国知識財産センター大会議室で開催した。

この大会は、知的財産データを活用した創造的なアイデアとビジネスモデルを発掘・育成し、知的財産サービス業の活性化に寄与することを目的とし、2015 年から毎年実施して 8 回目を迎えている。

今回の大会は合計 67 チームが参加し、書類審査（1 次審査）を経て最後 9 チームがこの日決戦（2 次発表審査）に進出した。

特に、今年の決戦の参加者は、人工知能（AI）、ビッグデータ分析など最新技術の活用または金融・農業などの様々な分野に知的財産データを融合する創造的なサービスがメインだった。

知的財産情報活用創業コンテストの主な受賞者は、「ビッグデータを活用した商標の取引仲介プラットフォーム」を開発した INTELIGHTS チームが最優秀賞を受賞し、ANOTHER LEVEL チームと BRANVIP チームが優秀賞を受賞した。

受賞チームには最大 1 億 7 千万ウォンに相当する知的財産データを 5 年間無料で提供し、中小ベンチャー企業部、技術保証基金など協力機関の創業支援事業（※）も連携支援して受賞作の創業および事業活性化まで支援する予定である。

※中小ベンチャー企業部の予備創業パッケージ、初期創業パッケージ、科学技術情報通信部の K-情報通信（ICT）創業相談（メンタリング）センター加点付与など

最終的に選抜された優秀アイデアは、行政安全部が主催する「全政府公共データ活用創業コンテスト」の本選に進出するチャンスが与えられる。

過去の創業コンテスト受賞作としては、(1) 人工知能（AI）に基づいて商標登録可否に対する判断を提供するサービス「商標の神」、(2) ディープラーニングを利用した特許の検索・分析サービス「ディープカイク」、(3) 人工知能に基づいたオーダーメイド型翻訳プラットフォーム「Twigfarm」などがある。

これらは行政安全部が主催する「全政府公共データ活用創業コンテスト」でも優秀賞を受賞し、外部投資を誘致するなど成果を出し、毎年成長している。

韓国特許庁の情報顧客支援局長は「知的財産情報活用創業コンテストに興味を持って参加してくださった方々に感謝を申し上げ、受賞した方々のアイデアが知的財産産業の活性化の基盤になることを願う」とし、「知的財産データが最新技術と融合し、より様々な分野で利用できるように産業・経済的価値の高い知的財産データを持続的に発掘して公開する」と述べた。

2-2 韓国特許庁、下半期営業秘密管理体系深化コンサルティング志望機関を募集

韓国特許庁 (2022. 6. 23.)

韓国特許庁は、中小・中堅企業、大学・公共研究機関を対象に「営業秘密管理体系深化コンサルティング」の志望機関を6月23日木曜日から7月8日金曜日まで募集すると発表した。営業秘密は、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」により、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有する技術上または経営上の情報として、秘密として管理されなければ法的に保護を受けることができない。

営業秘密管理体系深化コンサルティングは、法律専門家とセキュリティ専門家でコンサルティングチームを作り、機関別にオーダーメイド型で営業秘密管理方策を提供する。コンサルティングチームが志望機関を直接訪問し、現場でのインタビューを通じて営業秘密管理の部門別の脆弱点を診断する。診断結果を基に、制度的・人的部門では秘密レベルの分類、書式・規定の検討などの営業秘密管理体系の改善をサポートし、物的部門では秘密資料の分離・保管、利用制限などの管理措置を設ける。また、全従業員に対する営業秘密保護教育を通じて営業秘密保護の意識向上も併せて推進する。

特許庁は2020年から営業秘密管理体系深化コンサルティングを支援しており、今年上半期まで計140社を支援した。営業秘密管理体系深化コンサルティングの支援を受ける機関の営業秘密管理体系の水準は、深化コンサルティングの前後で2020年には平均32%、2021年には33%向上したことがわかった。無機化学物質メーカー「A」社は、営業秘密保護コンサルティングを通じて営業秘密の管理水準を向上させ、その後、退職者によって発生した営業秘密流出事件で裁判所から秘密管理性を認められた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「技術を保護するためには、特許はもちろん、営業秘密保護も併せて活用するのが効果的だ」とし、「今回の深化コンサルティングを通じて、企業が自社の技術・経営情報資産を安全に守れる土台を作るきっかけになることを願う」と述べた。

特許庁は今年の下半期に営業秘密管理体系深化コンサルティングに申請した機関のうち30の機関を選定して支援する予定である。営業秘密管理体系深化コンサルティングに関する詳細と申請手続きは、特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) および営業秘密保護センター (1666-0521、www.tradesecret.or.kr) で確認できる。

ワクチンと治療薬の優先審査対象（再）指定で韓国国内企業の迅速な権利化を支援
ワクチンの主権確保による新型コロナの克服を期待

韓国特許庁は、韓国国内のワクチンおよび治療薬の研究開発と生産を支援するため、新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬分野の特許出願を6月23日木曜日から1年間優先審査対象に指定して公告すると発表した。

今回の優先審査対象指定は、新型変異ウイルスの再拡大または新型コロナ（風土病化エンデミック）等に備え、ワクチン主権・保健安全保障を確保するための措置として、韓国国内で開発または生産するワクチン・治療薬関連特許出願を迅速に審査することで当該企業の速やかな特許取得を支援する。優先審査の対象は、国の研究開発事業の支援を受けた新型コロナのワクチン・治療薬関連特許出願と韓国国内で新型コロナのワクチン・治療薬を生産するか、臨床・許可等の生産を準備している企業の特許出願である。

特許庁は昨年6月23日、新型コロナなどの緊急状況に柔軟かつ迅速に対応できるよう、優先審査制度を改善（特許法等の改正）し、新型コロナのワクチン分野を優先審査対象に指定・公告したことがある。今回の公告により、新型コロナのワクチン分野を優先審査対象に再指定（2次）し、新型コロナの治療薬分野は新たに指定（1次）して優先審査を支援する。

※[特許法施行令第9条第2項第2号]災害による緊急な状況に対応するため、特許庁長が優先審査の申請期間を定めて公告した対象に該当する特許出願

今回の措置を受け、今後、政府の研究開発（R&D）予算支援で新型コロナの韓国産ワクチン・治療薬を開発する企業や韓国国内でワクチン・治療薬を生産するか臨床・許可を進めている企業がより容易に優先審査を受けることができる見通しである。優先審査を利用する場合、平均2.3か月で特許審査を受けることができ、特許審査にかかる期間を全体平均に比べ約10か月短縮できる（※）。

※（平均審査着手期間）優先審査2.3か月/全体12.2か月（2021年12月基準）

特許庁長は「新型コロナの感染拡大が収まっているが、ワクチン・治療薬の開発および生産能力は保健安全保障と直結しているため、依然として国産化が必須だ」とし、「特許庁はワクチンの主権を確保して国全体の災害を克服できるよう、新型コロナのワクチン・治療薬関連企業を積極的に支援していきたい」と述べた。

2-4 途上国の研究者向けに知的財産基盤研究開発（IP-R&D）の方法論を教育

韓国特許庁（2022.6.24.）

韓国特許庁は6月24日、世界知的所有権機関（WIPO）、韓国特許戦略開発院と共同で行った知的財産基盤イノベーション技法の教育課程で、知的財産基盤研究開発（IP-R&D）の戦略を樹立し発表する過程を通じて優秀グループを選定したと発表した。

教育課程を履修した6つのグループのうち、最優秀グループには健康管理とともに食品ロスを最小化する機能性冷蔵庫戦略を発表したCグループが選定された。アゼルバイジャンのナルギズ・ハジイェバ代表が率いたCグループは、9か国から9人が参加したグループで、知的財産（IP）の創出に向けた優秀なアイデアの提案、研究開発（R&D）の方向性の提案など、教育内容を忠実に反映して優秀な成果を導き出した。

特許庁は世界知的所有権機関、韓国特許戦略開発院と6月13日から24日まで「知的財産基盤イノベーション手法（Innovation Skills Development Camp、以下、InnoCamp）」の教育課程をオンラインで運営した。今回の課程は、特許庁と韓国特許戦略開発院が2009年から韓国国内で実施してきている知的財産基盤研究開発（IP-R&D）（※）の方法論を、世界知的所有権機関（WIPO）を通じて海外に発信することで、途上国の経済成長を支援するためのものである。

※特許をR&Dの結果物だけでなく、R&Dの出発点として認識し、R&Dの効率性を高めてコア特許および特許ポートフォリオを構築できるようにする「IPを活用したR&Dの遂行方式」

第1回知的財産基盤イノベーション技法（InnoCamp）の教育課程は、教授、大学生、特許審査官などが申請し、特許情報の理解などの先修科目（※）を履修した39か国60人が最終参加した。知的財産基盤イノベーション技法（InnoCamp）のためのプラットフォームを提供した世界知的所有権機関（WIPO）アカデミー側は、知的財産（IP）を活用した新しい研究開発手法の世界的な普及を期待し、今後、国を特定したり技術分野を限定したりするなどの方法で受講生に役立つオーダーメイド型教育へと発展させることを期待している。※申請者は、PCT基礎課程（DL-101）、特許の核心（DL-170）、特許情報の利用（DL-177）などの6つの課程のうち少なくとも1つを先修しなければInnoCampに参加できない。

教育課程は2週間課程で、1週目は理論講義、2週目はグループ活動で進行され、韓国特許戦略開発院の専門家がメンターとして参加した。理論講義は、アイデアに対する先行技術調査や結果解釈、特許データの収集・分析、知的財産基盤研究開発（IP-R&D）戦略の樹立、知的財産を活用した事業化、国別コア特許の確保、知的財産（IP）金融など、知的財

産基盤研究開発（IP-R&D）の段階別教育で構成された。グループ活動は、6つのグループに分かれた受講生が仮想のテーマを対象に特許データを収集・分析するなど、知的財産基盤研究開発（IP-R&D）の方法論を適用することで、最終的に知的財産基盤研究開発（IP-R&D）戦略を樹立する課題を遂行した。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国の経済成長の最重要役割を果たした知的財産基盤研究開発（IP-R&D）の方法論を初めて海外に紹介する機会ができて嬉しい」とし、「知的財産基盤研究開発（IP-R&D）による研究開発や事業化戦略などを通じてより多くの研究者が知的財産（IP）を創出し、事業化することを期待する」と述べた。

2-5 特許情報検索サービス（KIPRIS）のユーザー向け懇談会を開催

韓国特許庁（2022.6.24.）

特許情報検索サービスを改善するための多様な声を聴く！

韓国特許庁は、特許情報検索サービスを改善するための特許情報検索サービス（以下、KIPRIS）のユーザー懇談会を6月24日金曜日14時に特許庁ソウル事務所で開催すると発表した。

【特許情報検索サービスのユーザー懇談会の概要】

日時/場所：2022年6月24日金曜日14:00～16:00/特許庁ソウル事務所

参加者：

（特許庁）キム・ギボム情報顧客支援局長、ヤン・ギソン情報管理課長等

（ユーザー）企業ユーザー、個人ユーザー、特許事務所、特許分析サービス業者等

特許庁は2000年から誰でも特許・商標・デザイン等の国内外の特許データを検索し、審査処理状況などの付加情報を確認できるよう、特許情報検索サービス（KIPRIS）を無料で提供している。特許情報検索サービス（KIPRIS）を活用すれば、過去に申請・登録された類似の特許・商標・デザインを確認することができて研究開発（R&D）への二重投資を防止しつつ、知的財産権の登録可能性を高めることができるため、利用量が増え続けている。現在、年間100万人以上が特許情報検索サービス（KIPRIS）を訪問している。

ユーザー数が増加しているだけでなく、ユーザーの構成も多様化している。過去は、主に特許事務所および企業の特許担当者が先行技術を調査するためにサービスを利用していたが、近年は、特許データを活用した創業などが増加し、特許・商標の申請量が増えるなど、知的財産に対する関心が高まるにつれ、学生などの一般個人ユーザーが特許情報検索

サービス（KIPRIS）を利用する割合が拡大（2012年17%→2021年25%）している。サービスユーザーの多様化に伴って、よりわかりやすい検索やモバイルでのサービスに対する利便性改善の要請など、ユーザーのニーズも多様化している。

これを受け、特許庁は、企業ユーザー、個人ユーザー、特許事務所などのさまざまなユーザーグループの意見を聴取し、わかりやすく便利に特許データを検索・活用できるようにサービスを改善するために懇談会を企画した。さらに、民間で特許分析サービス市場が拡大することを踏まえ、民間の特許分析サービス市場が発展するよう、特許検索サービスでの公共と民間の役割についても意見を収集する予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は「特許情報検索サービス（KIPRIS）は、一般の国民が特許データにアクセスできる最も簡単なルートだ」とし、「懇談会を通じてユーザーの意見を収集し、科学技術および産業発展のために特許データがより多く活用されるようサービスを改善していきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、公知例外主張制度の利用現況を発表

韓国特許庁（2022.6.27.）

1年以内の公知技術、特許受けられる

20年間（2001～2020）計76,063件、2006年と2012年の制度要件緩和後大幅増
米国とは制度が統一しているが、欧州・中国等との制度調和必要

A教授は、全固体電池の技術開発に成功した後、特許庁に特許を出願した。しかし、A教授が当該技術を2か月前に論文として発表し公開したため、特許が受けられないという結果を通知された。解決策を探していたところ、特許庁が送ってきた通知書の下段で公知例外主張の申請に関する内容を見つけ、期間内に公知例外主張を申請して特許を登録することができた。

韓国特許庁は6月23日、過去20年間（2001～2020）76,063件の特許・実用新案の出願で公知例外主張制度が利用され、年度別の公知例外主張件数は2001年732件から2020年5,346件へと大幅に増加し、着実に利用されていると発表した。公知例外主張とは、発明が出願前に公知（公開）されたとしても、一定の要件（※）を満たしている場合、その発明が公知されていないものとみなして特許が受けられるようにすることである。自己発明の公開による被害を防止し、研究結果の迅速な公開を促して産業発展に資するようにするための制度である。

※（公知形態の要件）出願人が公知した場合、出願人の意思に反して公知された場合

(期間の要件) 公開日から 12 か月以内に出願

出願人の類型別に見ると、大学 (54.1%)、研究機関・公共機関 (16.3%)、中小企業 (11.0%)、内国人個人 (8.6%)、大企業 (4.9%)、中堅企業 (2.8%) の順に公知例外主張制度を利用していることがわかった。特に、出願件数に対する公知例外主張の割合 (2016 年～2020 年) は、大学 (20.1%)、研究機関・公共機関 (8.4%)、非営利機関 (8.0%) の順であり、大企業 (0.6%)、中堅企業 (1.4%)、中小企業 (1.3%) 等の企業の利用頻度は相対的に低いことがわかった。これは、大学は技術を開発した後、論文を先に発表してから特許を出願する傾向がある一方、企業は他の企業より先に市場を先取りするために、技術を開発してから直ちに特許を出願するためであると分析される。

海外の現況を見ると、米国は、韓国と同様に公知例外申請期間が 12 か月であり、すべての形態の公知に対して公知例外を認めている。その反面、欧州や中国などの公知例外申請期間は 6 か月と短く、公知の形態は、欧州は国際博覧会で公開された場合等に、中国は中国政府が主管・承認した国際展覧会および規定されている学術会議で公開された場合等に制限している。

一方、韓国特許庁は、公知形態制限の緩和 (2006 年)、申請期間の延長 (2012 年)、補完制度の導入 (2015 年) など、規制を緩和するための国内制度の改善とともに海外進出の出願人の便益向上と権利保護に向けて世界知的所有権機関 (WIPO) の会議などで公知例外要件の国際的な調和を引き続き議論している。

特許庁長は「これまで、公知例外主張制度を持続的に改善してきた結果、公知例外主張の申請件数が年間 5,000 件以上に大幅に増加し、規制緩和の効果を確認することができた。特に、大学と研究機関が特許を確保する上で大きく役立っていることがわかった」とし、「ただし、海外出願の際に米国を除く欧州や中国などでは、厳しい要件により公知例外が認められない可能性があるため、発明を公開する前に優先的に特許庁に出願することを推奨する。特許庁は海外に進出する韓国企業と発明者を保護できるよう公知例外の要件など、特許制度の国際的な調和について多様な議論を積極的に推進していきたい」と述べた。

微生物の発明、特許出願・分譲申請を簡単かつ迅速に

韓国特許庁は6月27日、特許出願および審査過程で国民の不便を解消する規制改革の一環として、微生物の発明に関する特許を出願する際に必要な微生物の寄託・分譲手続きを大幅に簡素化(※)すると発表した。

※特許法施行令第2条、特許法施行規則第23条、別紙第14号・第19号書式の改正

【(参考) 特許微生物寄託分譲制度】

微生物、動・植物の細胞、種子などの技術は、書面だけでは容易に記載しにくいいため、微生物などの実物を指定された寄託機関に寄託する必要がある、寄託された微生物は、試験・研究などのために誰でも分譲を受けることができる。

今後、特許庁が指定した4つの寄託機関(※)との情報共有体系を構築して寄託情報をリアルタイムで共有できるようになり、微生物関連特許を出願する時に別途の微生物寄託証のコピーを提出しなくてもよい。これまでは、特許庁と寄託機関の間で寄託情報がリアルタイムで共有されず、微生物関連特許を出願するには、出願人が寄託機関に当該微生物を寄託し、寄託機関に直接行って微生物寄託証を発行してもらい、そのコピーを特許庁に提出しなければならないという不便があった。

※韓国生命工学研究院の生物資源センター、韓国微生物保存センター、韓国細胞株研究財団、農村振興庁の微生物銀行

特許微生物分譲手続きも大幅に簡素化された。特許微生物を試験・研究用に使用しようとする場合、特許庁に分譲資格証明申請を経て発行された証明書を寄託機関に直接提出しなければならなかったが、これからは別途の証明書なしに寄託機関にすぐ分譲申請をすることができるようになった。分譲資格証明申請をする際に提出しなければならなかった複雑な試験・研究証明書、特許公報などの申請書類も簡素化し、今後は、分譲資格証明申請書に簡単に分譲情報を記入さえすればよい。

特許庁長は「今回の制度改善によって微生物関連特許出願および微生物分譲手続きが簡単かつ迅速に簡素化され、微生物関連特許出願と寄託微生物の産業的活用が増えると期待される」とし、「微生物寄託制度の改善を始めに、特許制度全般に隠れているさまざまな規制を積極的に見つけ出し除去することで、国民の目線に合わせていく取組を続けていきたい」と述べた。

世界知的所有権機関 (WIPO)、韓国国内配置の専門家により顧客支援を強化

韓国特許庁によると、7月1日から、特許協力条約 (PCT) による国際特許の電子出願方式が世界知的所有権機関 (WIPO) のウェブサイト (※) で願書を作成し提出する「インターネットウェブ方式出願 (ePCT)」に一元化する。これまで、特許協力条約 (PCT) の国際特許を電子出願方式で出願する際は、パソコン (PC) に直接プログラムをインストールして利用する方式の「PCT-SAFE」を使用するか、インターネットウェブ方式出願 (ePCT) を使用することができた。しかし、世界知的所有権機関 (WIPO) は、ユーザーの利便性改善とシステム運営の効率化のため、今年7月からは PCT-SAFE ソフトウェアのメンテナンスを終了し、インターネットウェブ方式 (ePCT) に電子出願システムを一元化する。

※www.pct.wipo.int/ePCT/

これを受け、2021年、世界知的所有権機関 (WIPO) は、韓国国内のユーザーが ePCT 出願に早く適応できるよう、365日勤務する ePCT 顧客支援専門家を選抜し、今年1月から韓国特許庁のソウル事務所に配置した。これまでは、韓国国内の ePCT ユーザーがスイスのジュネーブにある世界知的所有権機関 (WIPO) の特許協力条約 (PCT) カスタマーセンターを利用するには時差、言語および海外電話料金の負担などで不便があったが、今やいつでも国内電話で ePCT の使用方法について便利に相談できるようになった。

さらに、特許庁は今年から、世界知的所有権機関 (WIPO) と協議して顧客支援専門家の役割を拡大することで、国内ユーザーが経験する困難を適時に解決する予定である。顧客支援専門家は今後、出願人や特許事務所の代理人と緊密にコミュニケーションをすることで、ePCT の使用上の困難や ePCT 教育の需要などを把握し、国内ユーザーが経験する困難を能動的に解決していく見通しである。

世界知的所有権機関 (WIPO) が韓国に顧客支援専門家を配置し、ユーザー支援を一層強化することにしたのは、韓国の出願人を特許協力条約 (PCT) の重要なパートナーとして高く評価したものと考えられる。実際、昨年韓国の特許協力条約 (PCT) の国際特許出願は前年同期比 3.2%増の 20,678 件と、中国、米国、日本に次いで世界 4 位の水準に位置している。

特許庁の情報顧客支援局長は「既存の PCT-SAFE ユーザーがより便利で安定的にウェブ方式出願 (ePCT) を利用できるよう、ユーザー教育や機能改善などのために世界知的所有権機関 (WIPO) と引き続き協力していきたい」と述べた。

2-9 韓国特許庁、2022 年上半期積極行政優秀事例の授賞式を開催

韓国特許庁 (2022. 6. 29.)

今年上半期に国民が肌で感じた積極行政の推進事例は？

韓国特許庁は、2022 年上半期積極行政優秀事例の授賞式を 6 月 29 日水曜日午後 2 時 30 分に政府大田庁舎 (大田) で開催すると発表した。受賞事例は計 3 件と、特許庁技術警察の先端技術流出防止 (最優秀)、海外未認証 KF マスクの無断使用防止 (優秀)、知的財産経営コンサルティングによる「春川ジャガイモパン」企業への支援 (奨励) 等がオンライン国民投票と積極行政委員会を経て選定された。

最優秀賞には、特許庁技術警察が韓国国内の半導体生産設備のコア技術 (※) を中国に流出させようとしていた産業スパイと海外ブローカーを検挙した事例が選定された。この事例は、被害企業の通報後、計 1 年半にわたる捜査の末に被疑者を検挙したことで韓国の半導体産業を保護し、約 1,000 億ウォン規模の経済的被害を予防する成果を上げた。特に、さまざまな機関の多様な能力 (※※) が求められる技術犯罪捜査で、国家情報院や大田地方検察庁などと共助体制を構築して成果を創出した点が高く評価された。

※天井走行式無人搬送車 (OHT、Overhead Hoist Transfer) : 半導体・ディスプレイ工場などの天井にレールを設置し、レールに沿って走行する搬送車 (Vehicle) が自動的に対象物を持ち上げて目的地に移す設備

※※特許庁 (技術侵害の判断)、国家情報院 (情報収集)、検察 (法医学 (フォレンジック) 捜査など)

一方、優秀賞には、中国、香港、マレーシアなど、海外での KF 標識の無断使用を予防した事例が選定された。特許庁は、海外で KF 未認証マスクを販売し、「KF94」を商標として登録しようとする動きを捉え、外交部・食品医薬品安全処および現地の政府と協力して偽の KF マスクの製造・流通業者に対する取り締まりやオンラインでの販売遮断などを実施した。また、「KF」のような認証のための標識が海外で商標として登録されないよう、国際機関 (WIPO、世界知的所有権機関) 側に保護要請をするなど、再発防止にも積極的に取り組んだ。

奨励賞には、知的財産コンサルティングによる「春川ジャガイモパン」企業に対する支援事例が選定された。創業初期の企業の場合、斬新なアイデアを持っているものの、それをどのように保護すべきかに対する知識が不足し、他社との紛争を経験する機会が多い。特許庁はこのような困難に直面した企業に、新製品の製造方法に対する特許（紅じゃがいもを活用したジャガイモパンの製造方法）を確保し、商標権紛争予防戦略を立てるよう支援して安定的な経営に貢献した。

特許庁長は「特許出願・登録手続きの簡素化、企業アイデアの保護強化など、国民の皆様からいただいた『特許庁に望む積極行政』に対するさまざまな意見を参考にして、国民の日常と企業現場で実感できる積極行政を推進していきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、企業向けに特許紛争リスク早期診断を支援

韓国特許庁（2022. 6. 20.）

特許紛争リスク、これからは事前に備えてください！

特許紛争リスクのモニタリング・診断方法教育、紛争対応コンサルティングを連携支援

韓国特許庁は、特許紛争の予防・備えに向けた「特許紛争リスク早期診断支援事業」に参加する中小・中堅企業を6月20日月曜日から募集すると発表した。国際技術覇権争いが激化している中、資金と能力が不足している中小・中堅企業は海外進出の過程で特許紛争が発生すれば、大きな困難に直面することになる。そのため、特許庁は今年から中小・中堅企業の特許紛争リスクを事前にモニタリングして診断する新規事業を始めることにした。

今回の事業は、特許紛争の専門家が紛争の可能性のある競合他社の特許と製品に関する情報を提供し、対応の方向性を提示してくれる。これを通じて企業の特許紛争リスクが見つければ、特許を侵害しているかどうかの分析だけでなく、無効可能性の判断や回避設計などの紛争の事前対応戦略まで連携して支援する計画である。また、企業が自主的に特許紛争リスクを診断する能力を備えるよう、特許紛争の専門家が特許紛争リスクのモニタリングおよび診断方法教育を提供し、民間特許情報検索サービスの使用も支援する。

支援の対象は2021年2月に韓国政府が指定した素材・部品・装備特化団地技術またはワクチン技術と関連する中小・中堅企業である。

【特許紛争リスク早期診断支援対象の条件】

技術分野	半導体	二次電池	ディスプレイ	炭素素材	精密機械	ワクチン
所在地域	全国	忠清北道	忠清南道	全羅北道	慶尚南道	全国

一方、事業公告の詳細は、韓国知識財産保護院のウェブサイト（www.koipa.re.kr）または知識財産保護総合ポータル（www.ip-navi.or.kr）を通じて確認することができ、事業の申し込みは、韓国知的財産保護院の素部装（素材・部品・装備）支援室の代表メール（sobujang119@koipa.re.kr）にすればよい。

特許庁の産業財産保護協力局長は「特許紛争は、企業が日頃競合他社の特許をモニタリングして紛争リスクを早期に診断し備えることが最も重要だ」とし、「今回新規で推進する『特許紛争リスク早期診断支援事業』を積極的に活用してもらいたい」と述べた。

3-2 韓国特許庁、偽のスポーツ衣類のオンライン流通集中取締りを実施

韓国特許庁（2022. 6. 20.）

モニタリング団によるオンライン偽造品の集中モニタリングを実施

韓国特許庁は、6月21日から7月20日までの1か月間、偽のスポーツ衣類（サッカーユニフォームなど）をオンラインで流通させる行為を「オンライン偽造品の在宅モニタリング団」によって集中モニタリング取締りを実施する予定であると6月20日に発表した。2022年カタールW杯の開催に対する熱気が高まり、ソン・フンミン選手の人気が増えるに伴って、オンラインチャンネルを通じて所属チーム（トッテナム）のユニフォームや国家代表ユニフォームおよび有名ブランドユニフォームなどで偽造品と疑われる製品が多数流通されていることに対応する。特許庁は153人の在宅モニタリング団を通じて集中モニタリング取締りを実施し、偽造品の販売掲示物を削除した後、その結果を分析して再販売を監視する一方、常習・大量販売者に対する商標特別司法警察との捜査連携も推進する計画である。

一方、偽のスポーツ衣類（サッカーユニフォームなど）に対する集中モニタリング取締りの実効性を高めるため、商標権者およびオンラインプラットフォーム事業者との協力強化に向けた懇談会も開催（6月23日）する予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回のオンライン集中モニタリング取締りを通じて、偽のスポーツ衣類に対する消費者の警戒心を高め、商標権者のブランド価値の保護に努

める予定だ」とし、「今回の集中モニタリングの結果をもとにスポーツ衣類に対する常時モニタリングの導入も検討する計画だ」と述べた。

3-3 韓国特許庁、オンライン偽造品在宅モニタリング団の取締り実績を発表

韓国特許庁（2022. 6. 23.）

キャリア中断の女性等を活用してオンラインで偽造品の流通を遮断、
3兆9,000億ウォンの被害を予防

韓国特許庁は6月23日、「オンライン偽造品在宅モニタリング団」が2019年から現在まで（2022年4月）開かれたオープンマーケット、ポータルサイト、SNSなどのオンライン流通チャンネルで偽造品の掲示物約45万件を摘発して販売中止させ、約3兆9,000億ウォンの消費者被害予防効果を出したと発表した。

※被害予防効果：品目別（かばん、衣類、履物など）平均純正品価額×年度別取締り実績×掲示物1件当たり平均販売予想数量

【オンライン偽造品在宅モニタリング団の取締り実績】

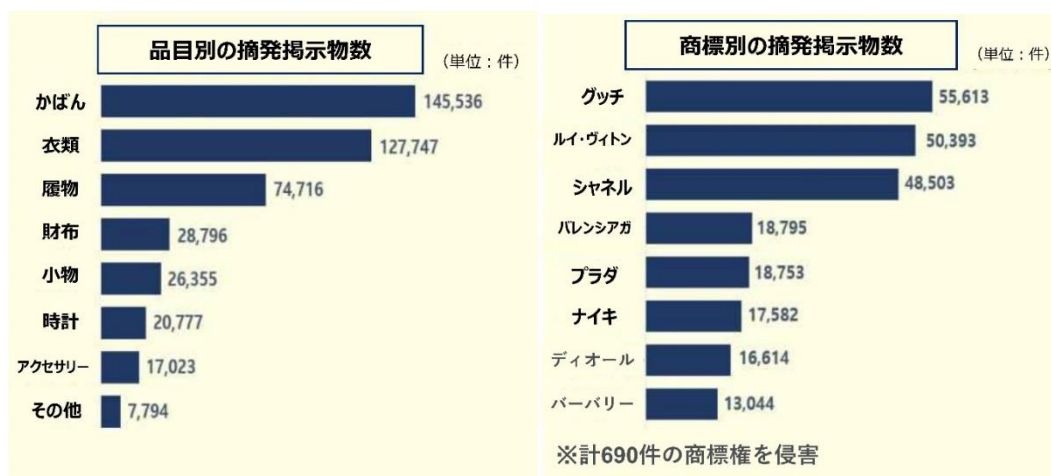
（単位：件、億ウォン）

区分	オープンマーケット	ポータルサイト	SNS	合計	被害予防効果推計額
2019	36,499	29,261	55,776	121,536	9,381
2020	47,812	30,667	48,063	126,542	9,114
2021	38,981	55,486	77,139	171,606	15,761
2022. 4	1,945	9,114	18,001	29,060	4,592
合計	125,237	124,528	198,979	448,744	38,848

モニタリング団が摘発した掲示物を見ると、品目別には、かばん、衣類、履物が全体の70%以上を占め、商標別には、グッチ、ルイ・ヴィトン、シャネル、バレンシアガ、プラダ等の順であり、侵害された商標権は合わせて690件である。

【オンライン偽造品在宅モニタリング団の品目別/商標別の取締り実績】

(2019年～2022年4月)



モニタリング団は、就職脆弱層を採用してオンライン流通経路の偽造品揭示物の遮断など、消費者の被害予防を目的に発足（2019年4月）し、在宅勤務が可能であるため、育児および通勤に困難があるキャリア中断の女性（134人）等、153人で構成・運営されている。

※釜山に住んでいるキャリア中断の女性ナ・スキョン（仮名・38歳）さんは、出産と育児のためキャリアが中断し、育児と仕事を並行できる仕事を探していたところ、「モニタリング団」に合格して今日もオンライン偽造品取締りを実施している。

ルイ・ヴィトン코리아の知的財産権担当理事は「オンライン偽造品を取り締まるためのモニタリング団の運営は、海外では見つからない良い事例だと思う」とし、「モニタリング団と商標権者が偽造品の流通防止という共同の目標を持って運営されていることに感謝する」と述べた。

特許庁長は「モニタリング事業は、商標権者のブランド価値保護と消費者の被害予防に対して効果が高いだけでなく、就職脆弱層に新しい雇用を提供できるという点で、引き続き推進していく予定だ」とした上で、「オンライン偽造品の流通根絶を強化するために、休日などに常時モニタリングを強化する一方、常習・マルチチャンネル販売者に対する企画捜査も拡大していく計画だ」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 室内空気質管理の特許出願、最近10年間年平均15%に増加

韓国特許庁 (2022. 6. 19.)

「科学防疫」、室内空気質管理技術をリードする

「新型コロナウイルスの拡大により室内換気の必要性が重要となり、このような環境が特許出願につながる一方、室内空気質管理基準の強化（環境部、2016年）と共同住宅における換気システムの設置義務の拡大（国土交通部、2020年）などが複合的に作用したものと見られる」

韓国特許庁によると、室内空気質（IAQ）管理装置（※）に関する特許出願が最近10年間（2012～2021年）年平均15%増加し、特に新型コロナウイルス以降は年間1千件以上出願され、大きく増加したことが分かった。

※室内空気質（IAQ: Internal Air Quality）管理装置：室内空気中の異物を浄化する「空気清浄機」と外の空気を室内に循環させて交換する「換気システム」で構成されている。

室内空気質管理装置は、(1) 空気清浄機と (2) 換気システムに区分される。空気清浄機の出願件数は最近5年間（2017～2021年）年平均18%に増加し、換気システムの出願件数は最近5年間（2017～2021年）年平均32%に増加した。

密閉された室内で空気を浄化する空気清浄機に比べて室内外の空気を交換する換気システムの特許出願が急激に増加したことが明らかになり、室内空気質管理技術の重心が浄化から換気に移動していることが分かった。

室内空気質管理装置に関する出願は（2017～2021年）、中小企業と個人がリードしていると調査された。中小企業が1,901件、個人が1,567件、大企業が586件、研究所・学校が203件の順である。

これは、室内空気質管理装置が生活必需品として位置づけられ、市場規模が持続的に拡大すると予想（※）される中で、アクセシビリティの高い技術に対して個人と中小企業が知財権競争力の強化に力を入れているように見える。

※室内空気質管理市場は5年間（2021～2026年）約17兆ウォン規模に成長（年平均8.28%）すると予想（英国市場調査機関 Technavio 社）

韓国国内出願の多出願人を見ると、LG 電子が 372 件、COWAY が 72 件、サムスン電子が 52 件、KYUNG DONG NAVIEN が 44 件、WINIA が 42 件などの順であり、LG 電子が室内空気質管理装置に関する出願をリードしていることが分かる。

一方、室内空気の温度や湿度を管理した従来の空調装置との境界が消えている点も注目される。

単なる空気清浄機能だけを行うのではなく、室内外の空気を交換し、温度・湿度まで管理する融合型空気質管理装置に関する出願が増えており、密閉された空間の空気を繰り返し循環させる空気清浄機やエアコンなどの限界を克服できるものと期待される。

韓国特許庁の建設技術審査課の審査官は「室内空気質管理はポストコロナ時代に向けて国民の健康な日常を回復するためのコア要素である」とし、「政府の科学防疫システムに合わせて、韓国企業が強い特許を確保して国際競争力を高めるように特許行政の能力を強化する」と述べた。

5-2 危機に強い韓国企業の特許競争力

韓国特許庁 (2022. 6. 21.)

2021 年主要国向け特許出願は鈍化している中、韓国は増加を維持

持続的な新型コロナウイルス感染症の影響で米国や日本などの主要国の特許出願率は鈍化・減少している中、韓国の出願率は増加した。

韓国特許庁は 6 月 21 日、世界特許分野の 5 大先進国協議体である IP5 (※) が共同で発表した「鍵となる IP5 統計指標 2021」によると、2021 年の IP5 特許出願は計 289 万件と、前年比約 4%増加したと発表した。韓国に受け付けられた出願は計 237,998 件と、前年比 5%増加し、米国 (-1%)、日本 (0.3%)、欧州 (4.6%) より相対的に高い増加を示した。

※特許出願上位 5 か国の韓国 (KIPO)、米国 (USPTO)、欧州 (EPO)、日本 (JPO)、中国 (CNIPA) 特許庁間の協議体

※※ (2020 年) IP5 特許出願 : 2,789,915 件、全世界の特許出願 : 3,276,00 件 (IP5/全世界 : 85.1%)

特に、韓国に受け付けられた外国人の特許出願は中国人 47.5%、米国人 16.2%と、前年比大幅に増加した。日本人は IP5 のうち韓国に受け付けられた出願のみ唯一 1.1%増加し、他はいずれも減少した。

【2021年韓国に受け付けられた外国人の特許出願件数】

国	2019	2020	2021	前年比増加率	前年比増加量	増加寄与度
中国人	3,878	4,268	6,294	47.5%	2,026	36.2%
米国人	13,073	13,097	15,512	18.4%	2,415	43.2%
欧州諸国	12,259	11,450	12,448	8.7%	998	17.9%
日本人	15,000	14,014	14,165	1.1%	151	2.7%
合計	44,210	42,829	48,419	13.1%	5,590	100.0%

韓国に受け付けられた米国人・中国人の主要出願分野は、共通的にビデオゲーム、オーディオ・映像、測定（半導体工程、自動運転など）分野である。これは、全世界の先端技術市場での韓国のシェア率が拡大することに伴い、韓国が特許権の獲得による市場進出の成否を分ける主要な舞台になったという意味として見る事ができる。

【2021年米国人、中国人の特許出願における技術分野別の増加率 TOP5】

米国			中国		
技術分野	増加率	出願件数 2020年→2021年	技術分野	増加率	出願件数 2020年→2021年
表面技術/ コーティング	57.8%	230→363	ビデオゲーム	166.2%	65→173
機械操作	48.2%	139→206	オーディオ/ 映像技術	142.7%	241→585
ビデオゲーム	36.7%	199→272	測定	108.5%	82→171
測定	31.3%	422→554	人工知能	107.6%	486→1,009
オーディオ/ 映像技術	23.4%	542→703	運送	58.8%	85→135

国籍別の特許出願指標を見ると、IP5 に対する韓国人の出願は計 256,472 件と、前年比 2.5%増加し、中国に対する出願率は 5.8%、欧州は 3.2%増加したものの、米国に対する出願率は 2%減少した。これは、米国などの世界主要国を対象に出願を集中していた慣習から抜け出し、韓国企業が急変する経済および技術環境に合わせて柔軟に知的財産経営をした結果と解釈される。

※2021年韓国人の IP5 への出願/増加率：(中国) 17,691 件/5.8%、(欧州) 9,394 件/3.2%、(日本) 5,936 件/0.9%、(米国) 37,197 件/-2%、(韓国) 186,254 件/3.2%

特許庁の情報顧客政策課長は「韓国企業が世界主要国の経済状況・流れと連携した研究開発 (R&D) 投資を通じて特許の権利化を推進していることは非常に肯定的だ」とした上で、「ただし、外国企業が測定（半導体工程など）やオーディオ・映像などの有望技術分野で韓国国内の特許出願を増やせば今後特許紛争をもたらしかねないため、それに対する徹底した対応策が必要だ」と述べた。

エコカー、捨てられる熱でより遠くへ走る！

特許多出願順位、韓国企業は現代自動車 2 位と LG3 位で上位

- ・電気自動車のバッテリー冷却技術を改善して世界最高水準の走行距離を達成し、電気自動車分野での国家技術競争力の強化に貢献した現代自動車のキム・ジェヨン研究委員が 6 月 14 日、「今年の発明王」に選定された。
- ・米国自動車協会の調査によると、夏場にエアコンをつけると 17%、冬場にヒーターをつけると 40%まで電気自動車の走行距離が短くなることがわかった。電気自動車市場の拡大に伴い、車両の冷房・暖房および電力部品の効率的な温度管理に向けた統合熱管理システム市場も大幅に成長している。

※電気自動車の統合熱管理システム市場は 2027 年に 43 億ドルと、2021 年比 269%成長すると予想 (Maximize Market Research, 2021. 06)

エコカー市場の急激な成長に伴い、電力使用効率と走行可能距離の向上に向けた電気自動車などのエコカーの統合熱管理システム技術の開発が世界的に盛んである。

韓国特許庁によると、世界特許分野の 5 大主要国 (IP5) (※) のエコカー統合熱管理システム関連特許出願は、最近 10 年間 (2011~2020) 年平均 11%ずつ増加したことがわかった。特に、最近 5 年間 (2016~2020) は年平均 16.2%ずつ急増し、2011 年以降の年平均の成長率に比べて成長速度が 140%以上速くなったことがわかった。

※IP5：世界中の特許出願の 85%を占める先進 5 か国 (米・EU・韓・中・日) の特許庁

国別に見ると (2011~2020)、中国 (3,725 件、51%) で最も多く出願され、米国 (1,393 件、19%) と日本 (862 件、12%)、韓国 (833 件、11%) と欧州 (508 件、7%) の順である。最近 5 年間 (2016~2020) 韓国、米国、欧州、中国の出願件数は過去に比べて増加したが、日本は 451 件から 411 件に減少した。これは、日本のハイブリッドカー中心の技術開発による現象と分析される。

国別の内国人・外国人の出願比を調べると (2010~2020)、米国の場合、外国人の出願比が 70.0%と最も高く、欧州は 60.8%、日本は 29.2%、中国は 29.0%、韓国は 20.1%の順となっている。

多出願順位は、トヨタ自動車（678件）、現代自動車（609件）、LG（425件）、ホンダ（320件）、フォード（254件）の順で、韓国企業の現代自動車とLGがそれぞれ2位と3位に名を連ねた。主要国の多出願順位では、現代自動車とLGが頭角を現し、統合熱管理システムの技術開発に積極的に乗り出しているものと分析される。

技術分野別に見ると（2016～2020）、廃熱を活用した暖房関連出願が年平均 29.7%ずつ増加して最も高く、電力部品（バッテリー、燃料電池）の熱管理分野が 18.1%、ヒートポンプ分野と X-way バルブを活用した熱管理分野がそれぞれ 14.5%、14.0%と後に続いた。廃熱を活用した暖房に関する出願の急増は、電気自動車の熱源不足を克服して空調機の作動による走行距離の減少を最小化するためのものと分析される。

特許庁の自動車審査課審査官は「電気自動車市場の急激な成長に伴い、統合熱管理システム関連特許出願も急増している」とし、「電気自動車の走行可能距離の向上に向けたバッテリーの冷却技術や廃熱を活用した暖房など、熱管理の効率化に向けた研究開発および韓国企業の知的財産権の確保が一層重要になるとみられる」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム